



Title	[資料] 施設見学記録(17) 丸亀少女の家
Author(s)	永田, 憲史
Citation	関西大学法学論集, 61(2): 548-542
Issue Date	2011-07-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/6542
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

[資料]

施設見学記録(17) 丸亀少女の家

永田憲史

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 浪速少年院 (五五卷六号) | 姫路少年刑務所 (五九卷五号) |
| 宇治少年院 (五六卷一号) | 交野女子学院 (五九卷六号) |
| 京都医療少年院 (五六卷四号) | 京都少年鑑別所 (六〇卷一号) |
| 三重刑務所 (五七卷一号) | 弘済のぞみ園 (六〇卷二号) |
| 宮川医療少年院 (五七卷四号) | 加古川刑務所 (六〇卷四号) |
| 神戸刑務所 (五七卷五号) | 奈良少年院 (六〇卷五号) |
| 岩国刑務所 (五七卷六号) | 大阪刑務所 (六一卷一号) |
| 京都刑務所 (五八卷二号) | 丸亀少女の家 (本号) |
| 阿武山学園 (五八卷四号) | |

今回は、丸亀少女の家の様子を紹介する。丸亀少女の家は、女子少年院の一つである。女子少年院としては、ほかに紫明女子学院(北海道千歳市)、青葉女子学園(宮城県仙台市)、榛名女子学園(栃木県北群馬郡榛東村)、愛光女子学園(東京都狛江市)、交野女子学院(大阪府交野市)、貴船原少女苑(広島県広島市)、筑紫少女苑(福岡県福岡市)、沖縄女子学園(沖縄県沖縄市)がある。

丸亀少女の家の見学は、平成二二年(二〇一〇年)六月に、当職のみで行なった。

一、はじめに

丸亀少女の家は、香川県丸亀市の郊外にある。丸亀藩の大名であった京極氏が整備した中津万象園の隣にあり、瀬戸内海に面している。

丸亀少女の家は、三原スエラにより昭和二三年(一九四七年)に作られた「子供をよくする会」が淵源である。昭和三年(一九四八年)には丸亀城内に司法保護団体として「少女の家」が発足した。その後、昭和二十四年(一九四九年)に「丸亀少女の家」として国に移管され、四国少年院の分院となった。昭和二六年(一九五一年)に本院に昇格した。

昭和二七年(一九五二年)に現在地に移転した。施設の老朽化に伴い、昭和六〇年(一九八五年)に改築工事が着工し、平成六年(一九九四年)に完工した。

種別は、初等少年院(心身に著しい故障のない、おおむね一二歳以上おおむね一六歳未満の者が対象。少年院法二条二号参照)、中等少年院(心身に著しい故障のない、おおむね一六歳以上二〇歳未満の者が対象。少年院法二条三号参照)、特別少年院(心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね一六歳以上二三歳未満の者が対象。少年院法二条四号参照。以下、本稿では、二〇歳以上の者についても「少年」と記述する)の指定を受けている。

処遇課程は、長期処遇の生活訓練課程、職業能力開発課程、教科教育課程、特殊教育課程、一般短期処遇の短期教科教育課程、短期生活訓練課程、特修短期処遇の指定を受けている。丸亀少女の家は、平成三年(一九九一年)に特修短期処遇課程を開設し、平成一九年(二〇〇七年)には西日本の特集短期処遇の集約施設となった。

丸亀少女の家は、高松矯正管区で唯一の女子少年院であるため、原則として四国四県の家庭裁判所から送致された女子少年を収容している。また、大阪矯正管区内の家庭裁判所から送致された女子少年も収容している。もっとも、おおむね一二歳以上一四歳

未満の少年については、貴船原少女苑に収容される。

丸亀少女の家における処遇の紹介としては、毛利甚八「少年院訪問インタビュー 法務教官という生き方（第九回） 谷越鈴子さん（丸亀少女の家）こつこつ働き、家族と仲良く。それが乙女の生きる道。」刑政一八卷二二号（二〇〇七）九二頁以下「少年院のかたち」（現代人文社、二〇〇八）一四二頁以下所収」などがある。

まず、施設の概要や処遇の内容などを院長からお話しいただいた後、院長の案内で院内の見学を行ない、その後、質疑応答の時間が設けられた。

二、処遇の内容

丸亀少女の家の定員は、六〇名であるが、參觀当日の収容者数は三五名であり、収容率は五八％となっている。昭和三〇年代までは収容者数が定員を超過することがあったものの、近年、そのようなことは生じていない。平成二十一年（二〇〇九年）の新規入院者数は四六人であり、ここ数年で最も多かった。

収容者の大半を長期処遇の少年が占めており、短期処遇の少年は少ない。近時、特修短期処遇の少年は見受けられない。

平成二十一年（二〇〇九年）の新規入院者を送致事由別に見ると、覚せい剤取締法違反が一人、傷害が八人、窃盗が八人、虞犯が六人、道路交通法違反が四人などとなっている。覚せい剤取締法違反が目立つのは、全国的傾向に合致する。

平成二十一年（二〇〇九年）の新規入院者を入院時の年齢別に見ると、一七歳が二人、一六歳及び一八歳がそれぞれ八人、一四歳と一五歳がそれぞれ七人、一五歳が四人となっており、一七歳がピークとなっている。

平成二十一年（二〇〇九年）の新規入院者を決定家庭裁判所別に見ると、松山家庭裁判所が六人、高松家庭裁判所及び高知家庭裁判所がそれぞれ五人、徳島家庭裁判所が一人であって、高松高等裁判所管内は計一七人（三七％）にすぎない。残る二九人（六三％）は他の家庭裁判所からの送致であり、その大半が大坂家庭裁判所である。

平成二二年(二〇〇九年)の新規入院者の保護者の状況を見ると、実父のみ又は実母のみが二四人、実父母が一四人、実父継母又は実母継父が六人となっている。こちらも全国的傾向と同様である。

仮退院までの教育期間は、長期処遇の場合が一〇・五か月、短期処遇の場合が二〇週、特修短期処遇が一週である。

矯正教育は、他の少年院同様、新入時教育、中間期教育、出院準備教育の三段階に分かれる。

①生活指導においては、基本的な生活態度を身に付け、健全なものの方・考え方・行動の仕方を身に付けさせるため、面接、集会、内観、社会適応訓練、読書指導、日記指導などが行なわれている。

②職業補導においては、労働意欲を喚起し、職業生活に必要な知識・技能・忍耐力を涵養することを目指して、編み物、ワープ、園芸、調理などに取り組ませている。資格取得指導として、販売士、ワープロ検定、小型車両系建設機械、フォークリフト、危険物取扱者、硬筆、珠算などの資格取得が目指されている。やり遂げ、達成感を得るといふ経験が不足しているため、そのような経験をさせなるべく配慮している。

特修短期処遇の院外委嘱教育は、近隣の縫製工場で行なってきたが、最近、同工場が閉鎖され、今後の見通しが立っていない。また、介護見習として特別養護老人ホームの協力を得たことがあるものの、職員の送り迎えが必要なやや遠い場所にあるため、委嘱先として適当ではないと考えている。

就労支援として、職業講話のほか、ハローワークへの求職依頼を実施している。もともと、関西圏など出身地へ帰住予定の少年が多いため、ハローワークにおいて丸亀市近隣の企業の求人に応募することは稀であり、ハローワークにおける求職の方法を学ぶことに主眼が置かれている。

③教科教育においては、中学生の場合、院内で授業が行なわれている。中学生の場合、社会復帰を促進し、矯正効果を高める観点から、学籍を出身中学校から移さず、出身中学校の卒業証書を受け取らせるようにしている。卒業式の際には出身中学校の校長又は教員を招いて、出身中学校の校長又は教員の手によって卒業証書を手渡すようにしている。大阪府内出身者の場合も、校長又

は教員に卒業式に出席してもらっている。中学校卒業者の場合、補習教育を行なっている。

④保健・体育においては、入院前の不規則な生活などで弱っている身体を回復し、体力の向上を図るため、通常の運動のほか、月二回ずつエアロビクスとなぎなたを行なっている。夏季には水泳を行なっている。

⑤特別活動においては、社会見学、デイキャンプなどの野外活動のほか、意見発表会、成人式、卒業式、観桜会、盆踊り、運動会などの各種行事を実施している。また、役割活動や、切り絵、書道、手芸、太鼓などのクラブ活動も行なっている。デイキャンプは、民間団体の助成を受け、松山学園（愛媛県松山市）において同学園及び四国少年院（香川県善通寺市）と合同で実施してきたものの、助成が終了したため、本年度からは丸亀少女の家内で実施する予定である。

医務課の常勤医師は女性の内科医である。

人工妊娠中絶の経験のある少年は二乃至三割程度と思われる。性感染症への罹患も少なくなく、クラミジアが多い。HIVの抗体検査については、同意書を取って実施している。

被害者の視点を取り入れた教育として、ゲストスピーカーによる講話などを企画している。

保護者に対する措置（少年院法二二条の二）として、後述の家庭寮における宿泊面会（夕方より明朝まで）、後述の茶室における特別面会（昼食面会、長時間面会。おおむね一〇時より一五時まで）、行事や講演会への保護者参加などを実施している。保護者の都合もあって、宿泊面会は少年の三割程度に留まっている。なお、通常の面会は一回三〇分程度で職員が立会する。土日は認めていない。関西圏に居住する保護者が多いため、多くても一日三件程度である。

また、保護者会を開催している。もっとも、遠方に居住する保護者が多いため、初回の面会や保護者の行事参加時に個別に実施しているのが実情である。さらに、ハンドブックを配布するなどしている。

三、施設の様子

院長からのお話の後、管理棟内にある面会待合室及び面会室を見学した。面会待合室にソファが置かれているのに対して、面会室は家庭でよく見られるようなテーブルであった。これは家庭ではソファよりもテーブルであることが多く、家庭の雰囲気を醸し出すためであるとの説明を受けた。

管理棟にはその他にも医務室、面接室、調査室などもあった。

次に、体育館を見学した。意見発表会のために演壇が用意されていた。

中庭は、グラウンドとしてはやや手狭な印象を受けた。朝礼だけでなく、運動会などでも利用しており、收容人数が増加すれば狭隘となることが予想された。

中庭の横にはプールがあった。プール開きを控えて、掃除が行なわれたばかりであるとのことであった。

続いて、教室などがある建物を見学した。レース編みやワープロの練習が行なわれていた。また、年齢別に二つのグループに分かれて SST (Social Skills Training) が行なわれていた。さらに、個人面接も行なわれていた。この建物には理美容の実習のための部屋があるものの、指導者の確保がままならず、専ら外部の理美容業者に出張してもらって少年の調髪を行なうことに利用されているにすぎないとのことであった。

寮は二棟あり、收容者数の関係で現在利用されていない短期処遇の少年を收容するための寮を見学した。ホールにはテレビやエアコンがあった。単独室内には、エアコンはなく、扇風機だけであった。畳敷きのベッドがあった。ロッカーが複数見受けられた。集団室は四人部屋であるとのことであった。特修短期処遇の少年を收容する寮の窓ガラスには鉄格子がなく、開放的な雰囲気であった。寮の建物には、展望台があり、瀬戸内海を一望できた。

グラウンドと寮の間には茶室があり、特別面会、院長面接、誕生日会などで利用されているとのことであった。落ち着いた雰

困気であり、場の力が大いに期待される。なお、床の間には柳原口蓮の掛け軸が掛けられていた。

炊場と調理実習室を見学した。出院準備期の少年が炊事を手伝うこともあるとのことであった。調理実習は出院準備期の少年が対象で、ハンバーグなどを作るとのことであった。

戒護区域外の管理棟の横には、宿泊面会に利用される家庭寮と呼ばれる建物があった。

保護室を新築中であり、間もなく完成とのことであった。

いずれの建物も低層で、中庭を囲むようにゆったりとした配置されていた。

四、感 想

関西圏出身の少年が多く、保護者の面会、帰住調整、仮退院後の就職など様々な面で施設にも少年にも負担が生じているように感じられた。大阪矯正管区内に二庁目の女子少年院を新設すべきであろう。

施設は、建物の形状や茶室の存在など、工夫されており、処遇上の利点があると考えられる。

SSTに取り組む少年たちは、総じて、同世代の子どもたちと同じような屈託のない笑顔が見受けられ、明るい笑い声が響いていた。少年院の中で、落ち着いた時間を過ごすことで、よい変化が生まれることを願っていた。

少年たちは、体操服姿で、髪の毛も比較的短くして黒くしているため、いずれもあどけなく見えた。収容前の荒んだ環境から少年を切り離し、安心して安全な空間を提供することで、年齢相応の明るい日を取り戻すことを期待したい。

* 御多忙の折、参観のお世話をいただいた院長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。